

## 令和7年度1月（第10回）雲仙市教育委員会定例会会議録

日 時	令和8年1月28日（水）午後2時00分から午後4時00分
場 所	雲仙市千々石庁舎3階 大会議室
出 席 者	・ 大津善信教育長 ・ 江川儀平教育長職務代理者 ・ 進藤梓委員 ・ 寺田三千裕委員 ・ 田中恭子委員 ・ 事務局（ 本田教育次長、草野総務課長、松田学校教育課長 宮崎生涯学習課長、梶山スポーツ振興課長 総務課藤田課長補佐（書記）
欠 席 者	・ なし
傍 聴 者	1名

### 会議日程

#### 第1 前回会議録承認の件

#### 第2 報告事項

- 1 教育長の報告
- 2 各課の事業等の取組状況及び計画
- 3 各課からの報告

#### 第3 付議事項

- 議案第18号 雲仙市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 議案第19号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について)
- 議案第20号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(雲仙市南串山いこいの広場の設置及び管理に関する条例の制定について)
- 議案第21号 雲仙市南串山いこいの広場管理及び運営規則の制定について
- 議案第22号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(雲仙市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について)
- 議案第23号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(雲仙市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)
- 議案第24号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(令和7年度一般会計補正予算（第10号）案について)
- 議案第25号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(令和8年度一般会計当初予算案について)

#### 第4 その他

次回雲仙市教育委員会定例会の招集日程について

教育長が令和7年度1月（第10回）雲仙市教育委員会定例会の開会を宣言する。

## 日程第1 前回会議録承認の件

- ・「前回会議録承認の件」を議題とし、教育長から令和7年度第9回定例会会議録署名委員に進藤委員及び田中委員を指名する。

委員

- ・一部文言の修正をお願いする。

事務局

- ・資料の修正を行う。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから、令和7年度第9回定例会会議録の承認を宣言する。

## 日程第2 報告事項

### 1 教育長の報告

- ・教育長が月例報告について、資料により説明・報告を行う。

教育長

- ・特に意見、質問がないことを確認する。

### 2 各課の事業等の取組状況及び計画

事務局

- ・資料により各課別に説明する。

委員

- ・教育振興基本計画について、第4回検討委員会での議論内容と第2回総合教育会議での議論内容に違いはあるのか。

事務局

- ・第2回総合教育会議で市長、教育委員からご意見・ご質問等をいただき、教育振興基本計画案に反映し、それを最終案として第4回検討委員会で検討していただく予定である。

委員

- ・南串第一小学校のスロープ工事とはどこに設置するのか。

事務局

- ・校舎と体育館を繋ぐ渡り廊下付近に設置予定である。

委員

- ・新1年生にスロープが必要な児童がいるのか。

事務局

- ・新1年生に必要であるということではなく、特別支援学校と交流をする際などに、必要なスロープがないため設置するものである。

委員

- ・幼保小連携推進懇談会は、会が充実していくよう努めてもらいたい。
- ・人事評価校長最終面談とあるが、当初と最終の2回実施しているのか。

事務局

- ・当初面談と最終面談は必ず実施することとなっている。中間面談は任意である。

委員

- ・以前からそうなっているのか。

事務局

- ・目標管理シートを作成していた時期には最終面談はなかったが、人事評価制度が導入されてから最終面談をするようになっている。

委員

- ・教諭等も同じように行っているのか。

事務局

- ・校長が2次評価者、教頭が1次評価者として、すべての教職員を対象に当初面談、最終面談を行っている。また、必要に応じ中間面談も行っている。

委員

- ・招待給食に、教育委員は出席しないのか。

事務局

- ・今年度は、案内をしていない。

委員

- ・二十歳のつどいに、小学校の校長が出席しており良かった。
- ・小浜体育館のネーミングライツについて、期間や金額等は決まっているのか。

事務局

- ・現時点においては、期間は3年から5年、金額は年間200万円以上としている。

委員

- ・トランスコスモススタジアム長崎は、いくらなのか。

事務局

- ・インターネットの情報では、年間1,155万円となっている。

事務局

- ・愛の夢未来センターもネーミングライツを募集する予定である。金額は年間100万円以上としている。

委員

- ・九州大学バスケットボール連盟の関係で、大学生が小浜体育館に来る手段はどうなっているのか。

事務局

- ・各学校のバスで来ている。

委員

- ・スポーツツーリズムを推進するうえで、公共交通機関や道路環境の整備が必要と考えている。

事務局

- ・九州大学バスケットボール連盟の関連で、現時点では、大学生が小浜に来てから公共交通機関等を利用して移動をするということはないと考えている。

委員

- ・少年スポーツの現状に合った講習会の開催とあるが、どういった内容なのか。

事務局

- ・現時点では、子どもたちに対し、行き過ぎた指導を行わせないための講習会等を予定している。

委員

- ・参加対象は、指導者のみなのか。

事務局

- ・対象者は、指導者と保護者である。

委員

- ・一箱図書館とはどういったものなのか。

事務局

- ・市民が、お勧めする本を段ボールなどに詰めて紹介をするイベントである。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

### 3 各課からの報告

事務局

- ・学校教育課から中学校受験の状況について説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことを確認する。

### 日程第3 付議事項

#### 議案第18号 雲仙市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・本案については、議案第19号の雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が市議会で議決された後に、改めて教育委員会に付議することを説明する。

#### 議案第19号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

(雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について)

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・今回の改正は、法律の改正に伴うものではなく、雲仙市独自の考えに基づき報酬を有償化するものなのか。

事務局

- ・地方自治法第203条の2の規定で報酬を支払わなければならないが、これまで無償となっていたものである。

委員

- ・これまで払わなければならなかったものが、払われていなかったということか。

事務局

- ・平成31年に制定した際に県教委が示した規則の例が無償となっていたため、それを踏襲し雲仙市でも無償としていたものである。制定時に県内でも有償とした市町と無償とした市町があったが、一昨年度ぐらいから無償にしていた市町で有償にする動きがあっている。

委員

- ・議案の名称にある「申し出」の「し」は付けるものなのか。

事務局

- ・これまで「し」を付けて付議している。

委員

- ・条例の名称にある「非常勤のもの」の「もの」は、「役職」を指すのか。「人」を指すのか。

事務局

- ・「人」を指すものと解釈している。

委員

- ・「人」の場合は、「もの」は「者」となるのではないか。

事務局

- ・条例の名称がこのように「もの」になっている。

教育長

- ・人事課の例規担当へ確認をすることとして、後日報告することとしてはどうか。

事務局

- ・人事課の例規担当へ確認をすることとする。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

**議案第20号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について**  
(雲仙市南串山いこいの広場の設置及び管理に関する条例の制定について)

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・旧南串第二小の校舎の跡地と運動場等の一帯が「雲仙市南串山いこいの広場」という名称になるのか。

事務局

- ・校舎の跡地は駐車場にする予定であり、それを含めて旧学校施設一帯を「雲仙市南串山いこいの広場」という名称にするものである。

委員

- ・条文中の「申出」や「取り消し」、「取消し」など、表現を統一した方がよいと思われるものがあるので確認していただきたい。

事務局

- ・人事課の例規担当へ確認をすることとする。

委員

- ・運動場の土地は、市の所有なのか。

事務局

- ・民間からの借地である。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

#### **議案第21号 雲仙市南串山いこいの広場管理及び運営規則の制定について**

事務局

- ・本案については、議案第20号の雲仙市南串山いこいの広場の設置及び管理に関する条例が市議会で議決された後に、改めて教育委員会に付議することを説明する。

#### **議案第22号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について (雲仙市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について)**

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・電気通信事業法等の改正と伝統的建造物群保存地区との関連を詳しく説明していただきたい。

事務局

- ・これまで電気通信事業者それぞれが鉄塔等を建てて電線等を張っていた。今回の電気通信事業法の改正により、新たに認定鉄塔等提供事業者が規定され、各通信事業者の電線張りに関し、認定鉄塔等提供事業者が建てた鉄塔等を貸し出すことで、電気通信事業者のコスト縮減等が可能になった。

伝統的建造物群保存地区の現状変更行為は、届出があり許可を受ける必要があるが、認定鉄塔等提供事業者に関しては届出だけで済むようになる。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

**議案第23号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について**  
(雲仙市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・千々石第二小学校には、ナイター施設があり、閉校後も利用するので今回改正するということなのか。

事務局

- ・社会体育施設であるナイター施設と学校施設である運動場を合わせて社会体育施設にする内容である。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

**議案第24号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について**  
(令和7年度一般会計補正予算(第10号)案について)

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・国の補正予算の内示があれば、重複して計上している当初予算は取り下げることとなるのか。

事務局

- ・委員のおっしゃるとおりである。

委員

- ・小学校の資料で「生徒」という文言があり、中学校の資料で「小学校」という文言が入っている。児童・生徒の表記について資料の見直しをしていただきたい。

事務局

- ・それぞれ資料の修正を行う。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

**議案第25号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(令和8年度一般会計当初予算案について)**

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・令和6年度と令和7年度を比較して、労働費の予算が増加している要因はなにか。

事務局

- ・商工労政課の外国人雇用対策事業や新卒者等就職支援事業が大きく増額となっている。

委員

- ・知能検査はすべての学校で行っているのか。

事務局

- ・小学校の2年生、5年生を対象にすべての学校で行っている。

委員

- ・資料中の見え消しで記載があるものはなにか。

事務局

- ・予算枠の都合上、事務局内で調整して削減したものである。

委員

- ・県情緒教育研究会等の負担を市が行っていることに対しありがたいと感じている。
- ・スクールサポーターの日額報酬が減になっているのは、勤務時間が減になっているためか。

事務局

- ・勤務時間が5時間30分から5時間になっているため減額となっている。

委員

- ・宿泊無しの校外学習は、宿泊有りの校外学習より費用が高くなる場合がある。就学援助事業の単価見直しの検討をお願いしたい。
- ・知能検査の種類でWISCというものがあるが、現在、講習を受けないと検査ができない

ものらしい。指導教諭等で検査ができる方が1人いればよいと思うので、雲仙市での導入検討をお願いしたい。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

#### 日程第4 その他

事務局

- ・次回、雲仙市教育委員会定例会の招集日程について、令和8年2月19日（木）午前10時00分から開催することを確認する。
- ・総合教育会議の進行内容について説明する。

教育長

- ・他に意見、質問、報告等がないことを確認し、令和7年度1月（第10回）雲仙市教育委員会定例会の閉会を宣言する。